

間のできることは民間で、できればNPOさんとか、そういう皆さんと一緒にやっていくことが必要だと、第三セクターについては、今後は全国的にも見直しの傾向もありますし、私も慎重にいかなければいけないというふうにみずから言い聞かせております。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 最後までできませんでしたから、残余の分については後の議会でまた議論させていただくことにして質問を終わります。

大沼 久委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計予算の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第1号 平成17年度長井市一般会計予算についての質疑

大沼 久委員長 それでは、議案第1号 平成17年度長井市一般会計予算の1件について。

歳入より順次質疑を行います。

まず、1款市税から12款使用料及び手数料について質疑を行います。

一般会計予算事項別明細書では、11ページから19ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 19ページ13款1項国庫負担金1目民生費国庫負担金の3節児童福祉施設運営費負担金9,763万8,000円、このことと、ちょっとページが指定をされたところから飛びますけれども、21ページ14款の県支出金で同じく児童福祉施設運営費負担金について、福祉事務所長にお伺いをします。

平成16年度と比較をしますと3施設から4施設、認可保育所がふえるわけですが、総額で6,797万6,000円増加をすると、こうなります。これは、はなぞの保育園分が加わったためと考えられます。過日、財政課からいただきました資料によりますと、平成17年度普通地方交付税の推計によれば、基準財政需要額ではなぞの保育園が直営ではなくなり社会福祉協議会に移管されるに伴い減額される、減額と考えられる額は約6,664万2,000円ということでありました。これから考えれば、今回無理して移管をしなくても、この間申し上げましたように、国による交付税措置は従来とほぼ変わらない水準にあると考えられますけれども、担当の福祉事務所ではどのようにとらえておられるのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 ご質問でございますが、交付税が今後どうなるかについては、その問題だと思っております。私。交付税は本年度措置されていますが、これからどうなるかという問題が大きいのではないかとというふうに考えております。今年度は、まず国の方で措置するという動きはありますが、これからその交付税が保証されるかという問題が大きなものではないかというふうに考えているところです。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 ちょっと違うんです。はなぞの保育園を移管をするという大きな理由には財源の問題があったんです。それが、三位一体改革で大変になるからということで説明会でも説明をしているでしょう。しかし、その説明会の資料あるいは説明の仕方には、私は矛盾があると思っています。12月議会でも言いましたけれども、平成16年度から一般財源化というふうになったわけですが、しかし国は、それは今までの同等との水準をちゃんと確保するのだというふうに言っているわけです。そのこ

とから考えれば、今回無理に移管をして補助金を別に同程度であれば受けなくても財源的にはほぼとんとんなのではないか、そういうふうに見るのが私は正当な見方ではないかというふうに申し上げているんです。その見解だけお聞かせをいただきたいと思います。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 交付税については、ほかのところでも、父母の会のところでも説明したかと記憶しているんですが、交付税措置するといっても現在100%長井市は交付税がない団体ではないかということで、国で言っている交付税100%が来ていないというふうに私の方では理解していますので、その関係で言っているんだけども来ていないというふうな現実が長井市ではあるというふうに認識しているところでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 よしとはしません、もう少し交付税、三位一体改革が去年から始まってどういうふうに決着をされようとしているか、それはまだわかりません。しかし、もう少し交付税のところ、これまでどうだったんだと、これからは移管をして交付金とこういうふうになる補助金をそのまま受けるというふうになっているわけですが、その結果どうなったのか、いわゆる歳入の部分だけ見ればどうなのかという比較は、ぜひ私は財政課に任せないで担当のところでも研究をされた方がいいというふうに思います。

もう一つお伺いをしますが、同じく19ページと21ページにわたるのですが、生活保護費負担金、国庫負担金は1億4,263万2,000円、21ページ14款の県支出金では192万8,000円ということに触れています。市長にお伺いをいたします。前年度との比較では796万6,000円増加をする。今回の定例会の初日の予算特別委員会でも、補正予算でこの部分は増額をされてい

ます。福祉事務所からいただきました資料では、生活保護世帯数と保護者数の推移、平成14年4月では90世帯114人であったのが、平成17年2月では106世帯138人というふうに増加をしているわけです。これは、もちろん近年の景気の低迷、不況、相次ぐ企業の人員削減、首切りなどにより雇用保険が切れた分以降、当然にして予想されたことでもあるわけです。都市部では幾分景気回復あるいは雇用の改善などが見られるということですが、地方では17年度予算でも税収の伸びどころか逆に税収が減少するという状況もあって回復基調にはないというような状況で、これからの推移はかなり心配をされるわけです。こういう中で、この三位一体改革では生活保護費負担金制度を見直して一般財源化をするということが言われているわけです。この動きを、まず市長どうとらえておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。私はとても大変だと、そういうふうになったら、と感じていますが、いかがでしょうか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 三位一体の改革の中で、個々の補助金等についていろいろ議論はあります。それから負担割合についてもそうです。生活保護等について。少子高齢化ですから、これはふえてくるのはある意味では予測されるという場合にどうするかということについて、今、知事会を中心に地方六団体と話し合っているわけですが、なるべく市町村の負担にならないように、国も応分の責任を負ってほしいということは申し上げていかなければいけないと思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 やっぱり、今の4分の3、国の負担、これはやっぱり堅持をしていただくということが基本で、私はそのために市長にも汗をかいていただければというふうに思っているところですが、そのところだけ触れていただきたいと思います。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 もちろん市長会等で私の意見も申し上げていくつもりであります。

大沼 久委員長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、13款国庫支出金から20款市債について質疑を行います。

19ページから30ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、歳出の審査に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。

31ページから50ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

6番、安部隆委員。

6番 安部 隆委員 2款1項9目、41ページでありますけれども、13節委託料でシステム開発委託料とシステム運用管理保守業務委託料、合わせまして1億1,306万2,000円ですか、これは一般質問でも、いろいろと今までの成果なり、この中期5カ年の行財政改革を含め、最終年度を待たずにしてそれなりの経過の中では成果もあらわれているというようなことが述べられております。この金額は、確かに1億1,300万円というようなことで、新年度予算の1%にすぎないというようなことでございますが、今ようやく公債費も16年度がピークで17年度においては16億円程度というようなことで、普通建設事業も若干出てきましたが、五、六億円です。そういうようなときに、このシステムというものは、確かに私も必要不可欠であると思えますし、今の時代では三種の神器の一つであると。コンピュータシステムそれから携帯、GPS、ナビ

ゲーションシステムですか、これだと私思うんです。ですから、それはそれで理解をするところですけども、これは市長も9月、11月の臨時会において、この問題ちょうどありましたけれども、同じようなシステムで6,000万円だけありましたけれども、その時点で今後タブーというものを見直しながら、聖域をまたずにこの辺を見直していくんだと、こういったことを述べられておりますけれども、まだ、RIDSからTOPSに移行するという途上ですから、これもしょうがないかなというふうに思いますけれども、今後、このシステムというものについて対策的にはどのようなお考えをお持ちであるのかお聞かせをいただきたい。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 問題は、やっぱり市民の皆さんにどれくらいこういうのにお金がかかることによってサービスが上がるかということ、ここがやっぱり一番私は基本だと思うんです。すべてITを進めなければいけないとは思いません。やっぱり、いろいろと委託をしたりなにしてしながら節約をしていくということでない、これから地方自治体はもっていかないのだろうと思うんです。そういった意味で、私も余り詳しい方ではありませんから、このITに関しては、しかし、なるべく、例えば固定資産税なら固定資産税で、当面まず、いいのではないかとということで節度を持ってやっていきたいし、市民の皆さんにどういうプラスになるのかと、あるいは人員削減にどれだけ結びつくのかということをしかりと見た上で慎重にやっていきたいなというふうに思います。

大沼 久委員長 6番、安部隆委員。

6番 安部 隆委員 本当に慎重にやっていただきたいというふうに私もお願いいたしますけれども、先ごろ放送であったんですけども、「クロズアップ現代」、これで「自治体VSITゼネコン」と。このITゼネコンという俗称は、

いつの時代でも愚かな金づるの巨悪の代表として官僚組織は変わらないと。21世紀に建設事業の工事受注は小泉改革の成果もあり格段に低下しましたと。ですが、新産業としてIT業界は新たなITゼネコンと呼ばれる。森内閣の時代にIT大臣を置き、その周辺には某社ITメーカーの大手が委員として入るなど、大いに怪しいものであったというようなことで、官民の関係、構造が当時の公共事業を受ける役所とゼネコンに似ていることからITゼネコンというようなことになったというようなことです。

ここで言われている地方自治体の行政事務をやるコンピュータシステム、この市場はITゼネコンと呼ばれる大手コンピュータメーカー数社が独占してきたと。こうしたメーカーが納入する大型コンピュータはプログラムが非公開で、他のメーカーが補修や修理にかかわることができない。このため、競争入札が行われず、自治体は高価な補修、改修費をコンピュータを納入した大手メーカーに払い続けているのであると。今、こうした環境は不透明で税金のむだ遣いという批判が高まり、プログラムを公開したり新しいコンピュータシステムを導入するなど、自治体でも改革が始まったというようなことで、佐賀市と長崎県の例がされております。

佐賀市においては、汎用のコンピュータを使っておりまして、一町名が変わったということで800世帯がありまして、これが改修費として400万円かかったと。1年間のシステム改修費が3億円、このコストは自治体にとっては大変な痛手であると。しかし、汎用機が某社であるため、私的財産の観点からプログラムは公開されず、保守管理もNECが負うと。これにより、これはNECですね、NECなどのITゼネコンは1回汎用機を自治体に受注されれば独占的に改修費を利潤として上げることができると。こういうようなことがありまして、佐賀市においては、国内ではやはり大手がそうしたものが

ありまして、なかなかコンピュータに関してはいろいろな企業や会社がありますが、なかなかシステムづくりには入ってこないというようなことで、佐賀市は韓国のハンナム市、このベンチャー企業、これに小型サーバーを使用したプログラムを制作していただきまして、佐賀市においては年間5,000万円の削減になったと。

それから、長崎県においてはCIOという最高情報責任者を置き、これはそういったコンピュータメーカーから誘致するとか、そういった方ですね。ここでは、これも同じです、これはそういった責任者を置いて、効率化のためシステム改造を行おうとした大手メーカーに見積もりをしたところ16億円のシステム開発料というようなことで出ましたが、この最高責任者、CIOという方がその見積もりと設計を見直しまして、この手法によってたったの1億円で済んだと、こういった事例が放送されたんです。

ですから、やはりこれはコンピュータを使っている以上はこういったことがありますけれども、その汎用機というものは確かに安全で、そしていろいろな多機能にも利用できるというようなことでありますけれども、やはり最近では小型サーバーというようなものも出てきて、選択肢は結構広がっておるというように私は思うんです。ですから、ぜひ検討していただいて、この辺も長井市に合ったようなシステム開発費というものでなるようにしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 安部委員おっしゃるとおりだと思います。私も「クローズアップ現代」、見せていただきました。何でしかし、極端な話、20年前に西武だとか読売新聞社とかダイエーというのは球団を持っていて一番力があると言われていたんですが、今、球団買収なんていうソフトバンク、楽天、それからライブドア、それは時代の寵児だからというのかもしれませんが、

もうけ過ぎなのではないかと。べらぼうに利益が上がっているということではないかと。という、そこは一体その利益を差し出しているのはどこかという「クローズアップ現代」でなるわけです。民間のOAなんていうのは相当もう進化してきて、あるいは人材派遣なりなんなりで非常に競争が激しくて厳しくなっていると。だから、余りむだなことはないけれども、どうもやっぱり役所というのはそういう議論に弱いのではないかと「クローズアップ現代」がありましたから、そうならないようにやっていきたいものだ。ぜひ、こちらの方も勉強しなければいけないし、安部委員からもご指摘をいただいて、市民の皆さんのサービスを維持しながら、ぼろもうけなんていうことに遭わないように慎重にやっていかなければいけないというふうに思っております。

大沼 久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結します。

次に、3款民生費、4款衛生費について質疑を行います。

50ページから68ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 68ページ、病院費、置賜広域病院組合負担金に関連をしてお伺いをいたします。

私がお聞きしたいのは、一般質問でも申し上げましたけれども、置賜長井病院の常勤医師の確保策について申し上げたところです。市長は、病院組合の中でやっていくということが示されているわけですが、実態は確保できていないということなんです。そこで、具体的にお聞きをしますが、現在、置賜長井病院で人工透析を実施をしているわけですが、この患者は56名おられるそうです。その中に夜間して

いる人もおられて、月曜日は20名、水曜日は18名、金曜日は19名ということでおられるんですが、これは夜間の人工透析、これからも何とかやりくりして実施をするということなのでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 何とか、これを維持していきたいというふうに思っています。将来、人工透析も本院がいいのか、あるいは精神のあれが長井にさせていただいているように、ある程度集中した方がいいのかというようなことも検討課題だと思っているんです。その場合には、長井病院の人工透析については、ぜひ担っていききたいと、全体を、というようなぐらいの気持ちで、この人工透析については力を入れていきたいというふうに思っています。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 力を入れていただくと、本当に力強いことで期待をしますが、しかし、人工透析患者に今、文書が配布をされているとお聞きしていますが、具体的には、この文書は更生医療指定医療機関の辞退に伴う患者負担額などの変更についてというもので、その内容については、4月1日から人工透析にかかる常勤医師がいなくなることから、当院、当院というのは長井病院。当院は更生医療の指定を受けられなくなります。したがって、更生医療を適用することができなくなり、あなた様の自己負担額などが下記のとおり変更になりますので、ご理解いただきご了承くださいませようお知らせいたしますということで、具体的には、市民税非課税の方はかかりませんが、市民税非課税以外の人は今までの負担がふえるんです。ちょっと心配していたことが、常勤医師が確保できないことで起きてしまったと、私は思っています。これは、やっぱり常勤医師を確保するということがないと解決できないものだと思いますけれども、そこはこれからどういうふ

うに対応されようと考えておられますか、市長。
大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 一般質問で項目だけですね、あっせん業者もというご提案でしたけれども、これは成功している例も多少あるとはお聞きしていますが、一般的に大変難しいと思います。しかも、私は、このサテライトも含めた11月までは正管理者でもありますし、皆さんの中からも議会に出していただいて、何とか今、医師確保で努力をしているわけでありますから、やっぱり病院議会の皆さんと力を合わせながら、この病院でまず確保のために頑張るとというのが基本なのではないかというふうに思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 あっせん業者をどうこうなんて言うつもりは私ないんです、今、今回は。心配していることが、常勤の医師確保ができない中で患者負担の増ということで出てきているわけです。これについては、この文書でお知らせをして、あなたはこれくらいおさめてくださいというふうなことで、何となくそれでいいってしまいそうなんですけれども、これはやっぱり設置者としても努力をしなければならない課題があるんだと思うんです。それは、一つは申し上げたように、まずできるだけ早く常勤医師を確保することです。もう一つは、市の対応として新たな患者負担へは何か方法を見つけて対応できないものかと。当面の手段と、それから将来に向けた課題、整理しながらこれから展開していかないと、これは解決できない問題です。その辺の見通し、それから患者負担のところについては、代替策といいますか、そういったものを持ち合わせていないのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 常勤医師の方が退任されるというのはちょっと遅くて、それについてなかなか対応ができなかったというところもあるうかと

思います。これはやっぱり努力をしていくということではないかと思います。当面の期間、少し我慢していただくことはあっても、長期的な目で見たら、やっぱり透析については長井が引き受けるというぐらいの気持ちで申し上げていった方がいいのかなというふうに今思っております、そういった方向で努力をしていきたいというふうに思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 長期的なところは賛成です。ぜひ、そこは頑張っていただきたいというふうに思います。

ただ、実際、透析を受けている患者でこれから負担をしなければならない人については、私は何らかの対応が必要だし、少なくともいつまで、これくらいまで我慢してほしいということをやちゃんと行っていく必要があるんだと私は思うんです。人工透析の患者さんというのは、こっちがだめになったから、ではあっち側に行くかと、なかなかできません。特に夜間に人工透析を受けている方というのは、自分のなりわい、仕事などの関係もあって、即生活に響くからです。そういうふうなことを勘案すれば、私は当面、補助的なものを考えていくであるとか、それから見通しとしては例えば1年間あるいは半年という明示の仕方をして、理解と納得をいただくということが私は必要なのではないかと思いますけれども、そこについてはどうですか。最後にお聞かせをいただきたいと思います。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 医師確保について、まだ1年とか半年とかと言える段階ではないと思います。これはやっぱり、非常に厳しい研修医制度となっておりますから、特に中小の病院については医師確保が非常に深刻でありますし、へき地なんかもっと深刻でありますし、北海道で1,100万円ぐらいの村長の方が20代で3,000万円という収入を提示したけれども来ないんだというの

を私ちょっとお話ししたことがあるんですが、それぐらい過疎の皆さんも大変なんですよ、現実には。そういった中での話でありますから、やっぱり努力をしていくということにしかないのではないかと。

個々の患者の皆さんに対する補助というのは、それは医療保険等で決まっていることでありますし、病名一つずつにというのは、これまたやっぱり検討しなければいけない課題なのではないかと思えます。

大沼 久委員長 ほかに質疑ございませんか。

7番、町田義昭委員。

7番 町田義昭委員 はなその保育園の民間移管についてお伺いしますけれども、係数ではありませんので申しわけないなと思えますけれども、総括質疑の期限に間に合わなかったものですから、お許しをいただきたいと思えます。

先ほども高橋委員からもお話あったとおり、12月の総括質疑の中で保護者の皆さんに極力心配をかけないような体制づくりをしてほしいというお願いをした中で、ぜひ市長、助役も説明の輪の中に入れていただいておりますということで、その対応を十分にさせていただけたなというふうに思ひまして、感謝をしているところでありますけれども、先ごろになって、やはり若干の不安もお聞きしております。と申しますと、その不安解消のいろいろな説明の対応策の中で新たな職員、福祉協議会の職員の皆さんの研修というようなことで、ゼロ歳児を扱ったことがないわけにありますので、そうした環境を整えていくという観点から、3月中に2日間の現場研修をやってくださいと。それも、特に強要ではなくて時間のとれる方あるいは希望のある方という非常にあいまいな研修内容であったということもお聞きしておるわけで、これで十分な保護者の不安の解消というものにこたえることができるのかという点については、非常に微妙だなというふうに感じておりますので、

その点について福祉事務所長の方から考えをお聞きしたいと思います。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

はなその勤務者でございますが、30名を予定しておるところでございます。そのうち、臨時職員、パートも含めてでございますが、現に今いる方というのを半分、約15人を予定しております。子供の負担をできるだけ少なくしてスムーズな移行を図りたいということで、できるだけ今いる人の方から配置をしていきたいという考え方。それから、もう一つとして、ただいま委員おっしゃったとおり、研修をしているところでございます。対象とする者は、社協で正式に採用になった18名のうち、今いる方は当然十分にわかっているわけですから、7人の方が今いらっしゃいますので、11人を対象として研修を行っております。

いつでもいいんだということではなくて、11名の方にご案内を差し上げて、期間としては3月7日から11日までの前期と、それから後期は3月22日から25日、その期間で前期1日、後期1日、原則として2日間、必ず受けてくださいというような研修を計画して実施していただいております。1日目は8時から5時までですが、2日目は遅番、主体としては遅番を経験していただいて、即戦力になるような研修体制をとっているところです。どうしても都合がつかない方は早番でもしよれないということですが、遅番も体験していただくということで、皆さんから都合を聞いて調整して実施しているということで、それから3月で終わりますして、4月から辞令交付を初めとして、そこからまた新しい方については17年度の運営計画を説明して、そこでしっかりとした研修を深めていきたいというふうに計画しているところでございます。

大沼 久委員長 7番、町田義昭委員。

7番 町田義昭委員 その2日間が適正である

のかどうかについては私もわかりませんが、やはり父母の会の方々からすれば、たった2日かというような感じはあると思います。その点については、これは間もなく終わろうとしているわけですので仕方がないとしても、いわゆる4月1日からはなぞのが開園ですか、4月5日、その点についても最大の研修努力をしていただきたいと、そのように感じますのでよろしく願いいたしたいと、その点について、福祉事務所長。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。
宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

先日も1日入園ございまして、そちらの方についても今までいる方が面接をしながら、新しい体制に移行できるような形で研修以外にもそういう計画をしていますし、町田委員おっしゃったとおり、これからも研修をしっかりとやるように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大沼 久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、5款労働費、6款農林水産業費について質疑を行います。

69ページから81ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、7款商工費、8款土木費について質疑を行います。

82ページから94ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 商工観光課長にお伺いいたします。

84ページの観光費で観光事業業務委託料

1,373万9,000円となっておりますが、これまでの質疑の中から推測しますと、ここで言う観光事業実施団体というのは、商工会議所にこの金額全部を委託するというふうになりますでしょうか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 そのようには考えておりません。あくまでも観光事業を実施する団体というふうを考えておるところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そういうふうには答えられると次の質問がとっても困るのよ。4月から始めなければいけないわけでしょう。なら、昨年の予算とは166万6,000円下がっていますね、この部分について。4月から始めるのに今予定がないというのはないのではないですか。これまでの質疑の中ではっきりしているのは、観光協会に委託するのはどうもやめて、事務委託については商工会議所の方に委託するような動きでずっと答弁してきているのではないですか。観光協会としているときも随意契約ですよ。随意契約については、監査委員の事務局長、昨年あたりも指摘したかどうか私わかりません。だけれども、随意契約をいづれせざるを得ないと思うんです。そこはどういうふうを考えているかは、もう既にわからなければいけない部分だと思います。どうですか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 商工会議所というようなご質問でございましたので、商工会議所とは想定していないというふうに私お答えいたしました。

先日の総括質疑の席でもお答え申し上げましたが、あくまでも観光協会の方に観光業務については委託したいというふうには考えております。ただ、予算編成時におきまして観光協会の三役から市長の方に解散をしたいというふうな意向も示されましたので、そういったことも踏

まえてこのような予算の名目にさせていただいたということで、私どもとしてはやはり観光協会の方にこの業務を委託して観光事業をやっていただきたいなというふうに考えているところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 観光協会とすると、契約の方式はどういうふうにしますか。やっぱり、これまで同様、随意契約というふうになりますか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 観光業務につきましては、これまでも委員おっしゃるとおり随意的の委託契約でやってまいりましたので、従来と同じような方法でさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 この質疑していく中で事務局をマネジメントする職員は商工会議所職員が兼務するというのがありました。マネジメントというのは支配する、経営する、大体こういう言葉だと思いますが、すると、この委託したものを観光協会が受け取ります。仕事はどういうふうにするかわかりませんが、残っているのは事務局長ともう1人事務員の方がいますか、すると、観光協会長がその業務を指示する格好になりますね。どうですか、商工会議所が兼務するというふうに言っていることと、どういうふうになりますか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 その考え方の中で、こういったこともあるというふうな一つの選択肢として私どもとしてはその考え方をまとめさせていただいたものでございます。あくまでも観光協会という組織が残っているというふうに私ども思いますので、あくまでも観光協会の中で委託業務をしていただくと。その指揮命令系統については、観光協会の今まである事務局の指

揮命令系統という形で事務が進められるものだというふうに考えておるところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そうであれば、事務所の移動なんていうのは全然必要ないような気がするんですけども、そこはどうして事務局が移動する必要が出てくるんですか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 その考え方の中でも述べさせていただいておりますが、やはり民間の力が結集できるような形をとりたいというふうなことで、商工会議所も観光事業について一定の役割を果たしたいという意向もございましたので、一緒に事務ができるところがよいのではないかとということで、商工会議所内のフロアに移ってはどうかというふうな考え方を示させていただいたものでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 随意契約であっても、合い見積もりはとれよというふうになっているわけです。これまでの質疑の中でいうと、商工会議所の方も、こういう観光業務というのはできるのではないですか。あと地場産業振興センター、第三セクターの地場産業振興センターだってやる気になれば、世界の花園なんて事業をやって借金払いをそこでしているわけけれども、そういうところではできないのではないですか。要するに、私は随意契約が悪いなんて言っていないです。これまで経験のある観光協会が仕事をしていくのが私は至極当然だと思いますし、さっき商工観光課長が答弁していたように、私は観光協会は解散の危機にあるというふうに見ているんです。その場合に、どこがするようになるんでしょうねというふうなところの心配なんです。だから、ほかにもあるのではないですか、できるところ。合い見積もりとれと言ったらとれる方法があるのではないですかと。そこはどうですか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 通常の、いわゆる委託業務とは性格が異なるのかなというふうに考えております。観光事業というのは、やはりこれまで培われてきたノウハウというの十分生かしていかなければならないというようなことでは、合い見積もりをするということが適当なのかどうか、私もちょっと判断に悩むところでございますが、やはり十分ノウハウがあるところである観光協会の方に、この業務委託はしていくのが一番いいのではないかなというふうに考えているところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 だから、私もそう思いますが、三役が辞任の意向をするというのは、選びようがなくなった場合にどうするんでしょうと。私たちは一般会員ですから、別に3月31日までいて、来年度入るかどうかというのは判断すればいいわけで、私たち一般会員は関係ないですよ。だけれども、役員の三役がやめるなんていうのは、まさに危機的に感じないですか。ここは言ってもしょうがないですけども。もう一つ同じような事業で、これは商工観光課長からいただいている資料の中に観光業務補助金とございます。これはどこに補助するようになりますか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 この点につきましても、先ほど私申し上げましたとおり、観光協会の三役が市長と会われた際に解散したいというふうなお話もございましたので、一応補助金の名称はこのようにさせていただきました。ただ、私どもが現時点で想定しておりますのは、あくまでも長井市観光協会でございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そうしたら、マネジメントを商工会議所がするというのは、どういうことですか。仕事だけ商工会議所から、観光協

会の仕事を手伝ってくれと、こういう程度ですか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 先ほども申し上げましたように、その考え方の中に載っておりますマネジメントする職員はという部分につきましては、あの時点での考え方でございます、それ以降、情勢もちょっと変わってきておりますので、観光協会、私どもの方で今考えておりますのは、観光協会のいわゆる経理事務の部分だけを委託してはどうかというお話をしているところでございます。そのマネジメント云々の部分につきましては、あの考え方をまとめた時点とはちょっと情勢が変わってきているのかなというふうに考えております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 すると、観光事業の中で経理事務の委託料というのは、別にあるんですか。今言った二つ以外に。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 経理事務の委託料という形では載せておりません。そこは、あくまでも観光協会への予算の中で経理をしていただく部分だというふうに考えているところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 するという事は、観光協会が商工会議所に委託するというふうになるんですか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 形としては観光協会の中で経理事務を商工会議所に委託していただいではどうかというふうな考え方でございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 形としてはを聞いているのではなくて、委託しなければ、費用を払って委託しなければ、事務の方だってしないのではないですか、商工会議所は。だったら、この

中から、観光協会の予算の中から払うということになるのではないですか。そんなふうには産業・建設常任委員会の中でも、これまで何回か協議してきたと思うんですが、そういうふうな考え方で説明してきたんですか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 あくまでも観光協会の経理事務を商工会議所に委託してはどうかというふうなお話をしてきたというふうに産業・建設常任委員会では説明させていただいております。

大沼 久委員長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

大沼 久委員長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、蒲生吉夫委員の細部審査を続行いたします。

17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 大方聞きましたのでいいんですが、あと1点、随意契約を観光協会と、今言った二つの事業、両方するんですか。どうですか、そこは。両方ともそういう形になりますか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 お答えいたします。

私の方で予定しておりますのは、委託料としては観光業務委託料という形で委託契約を結びたいというふうに考えております。

以上でございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ならば、観光事業補助金については、どこに補助を出すようになりますか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 午前の質疑でもお答えいたしましたとおり、観光事業補助金についても観光協会に補助金を支出したいというふうに考えております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 すると、事務の部分の委託を観光協会が商工会議所に委託する部分があるというふうになりますね。すると、規則的には、この中から出すとすれば再委託になります。そこはどういうふうクリアされますか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 観光業務委託料については、各お祭りごとに積算をいたしまして、お祭りなり事業の目的に沿って積算したものでございます。補助金については、いわゆる観光協会の運営費並びに事業の補助金でございますので、そちらをもとに、例えば観光協会も予算を組まれるわけですので、その中で商工会議所への委託料は予算化されるものだというふうに考えております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 するというと、観光事業補助金の中に運営費、その運営費の部分、事務委託をその中から商工会議所にその部分を委託するというふうに言っているんですか、今言ったのは。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 補助金といたしましては、観光協会全体の一般会計の予算の中に補助金が充当されてまいりますので、その中で観光協会として委託料の部分予算化されるものだというふうに考えております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 運営費というのは、事務まで含めて運営費だと思うんです。確かに、観光協会という組織があって、地域から会費が納入されて、観光協会の一般会計があります。

その中から委託するということであるけれども、だから、この金から委託料が出ていくとは限らないと、こういうことなんですか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 観光協会の予算自体が補助金とか委託料、会員の会費、その他事業収入で成り立っているのは、委員もご存じのとおりだというように思います。その中で、観光協会として、いわゆる経理事務の部分についての委託料は予算化されていくのだろうというふうに私は考えております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 まずわかりました。要するに、この補助金の中から出て委託するわけではなくて、観光協会の全体の予算の中から委託するわけだからと。規則的には問題ないと。補助金とか委託金というのは、委託受けたものをそっくり出してやれば丸投げですから、それは規則的には禁止しますね。だけれども、市の職員が今こうやって答弁しているんですね、私に。それで、私が問題だと思っているのは、その任意団体の委託のところまで含めて、任意団体が商工会議所に委託するかどうかというところまで含めて、そこに市の職員が関与していくような、いけるような組織なんだろうかと。ここについてはどう考えますか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 委員おっしゃるように観光協会は独立した組織でございます。予算総括質疑の際にも申し上げましたが、私どもとしては事務局体制について、このような方向で検討いただけないかというふうなお話をさせていただいたところでございます。それが、先ほどから委員おっしゃっているように経理事務の委託なり事務所の移転ということでございます。そういった中で、お願いをした中で観光協会の三役の段階では方向性としてはいいだろうというふうなご返事をいただいておりますので、

そういったことで話は進んでまいりましたが、理事会の席に説明された際に、理事の皆様方からは大変異論が多く出たというふうなことで、その結果として新聞等で報道されておりますとおり三役は辞任されるというふうなことになったわけでございます。それについては、大変残念だというふうに考えております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 辞任されるのが残念だと言うけれども、考え方についてという文書を出して、それをもとに産業・建設常任委員会に説明をして、その中で一般質問でも予算総括でも私質問してきたんです。原因をつくったのは、ひょっとしたらあなたのところではないですか、その原因をつくったのは。こういう言い方はちょっと厳しい言い方だけれども、どうもそういうふうに私は見えているんですけども、自分に問題ないと思わないですか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 何度かお話ししたしましたが、市長と観光協会長がお話をいたしました。考え方を最初伝えさせていただきました。そういった中で、方向性としては了としていただいた中でこの考え方という文書をつくらせていただいたところでございます。確かに、十分な意思疎通がなかったのかなという部分もございしますが、手順としてはそれなりの形を含んできたものだというふうに考えているところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 こういう動きをしてきたから、私はどうかわかりませんが、あと1回で質問を終わります、この部分について。4月14日に総会をすと言っていましたね、観光協会の総会を。私は、これはちょっとわからないけれども、観光協会の総会の際には16年度の補助金を受けたり、収支決算報告まであるんだと思います。私も行くか行かないかわからない

から、あるんだと思います。そうすると、問題は、それ以降だれ役員やるかわからないわけで、方針を持ってくるようになりますか、立てられるようになりますか。そこはどうなりますか。三役を責任持って市がするというように新聞に書いてあったので、そこまで含めて市の方が責任を持つような格好になりますか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 4月14日に観光協会の総会が予定されておりまして、その席では現役員、現在の三役の方、理事の方々から提出されるのは16年度の事業報告と決算までだというふうな先日の理事会のお話でございました。その中で、現在の観光協会会長さんからは、17年度の役員体制、予算、事業計画については市が主体的になって進めてもらえるんでしょうねというふうなお話はございました。ただ、私どももいたしましても、現在、観光協会の事務局長もきちんとしておりますので、観光協会の事務局長なりとは事務的な、例えば事業計画、予算などについてはきちんと協議しながら進めさせていただきたいと思っておりますし、役員体制については上司とも相談しながら、また、観光協会の現在の事務局長などとも相談しながら進めてまいりたいなというふうな考えているところでございます。

大沼 久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、9款消費費から13款予備費について質疑を行います。

95ページから117ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第2号 平成17年度長井市国民健康保険特別会計予算についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第2号 平成17年度長井市国民健康保険特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 今回の国保税に当たっては既に資料をいただいておりますが、前年は国保税の医療分の改定でありましたが、今年は介護分の改定というふうなことであります。それで、結局大幅な改定というふうな、例えば均等割6,600円が8,400円、平等割は同じ5,400円であります。所得割が1.2%から1.5%、資産割が7.0%から8.0%というふうな改定であります。そこで市民課長にお尋ねいたしますが、こうなりますと1世帯当たりの平均保険税額は幾らであったものが幾らになると、その辺をお聞きいたします。

大沼 久委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたします。

今回の介護分の保険税の改定によりまして、1人当たり現行1万9,613円が、改定後には2万3,058円というふうなことになります。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 特に私大変だなというふうな思うのは、均等割と前年は医療分の方で平等割が上がったというふうなことで、特にこの関係の平等割、均等割の引き上げということになりますと、どうしても非課税世帯あるいは低所得者の方の税額がこういった低所得者を直撃するというふうなことになるを得ないわけですが、これに対して国保税の運営協議会で

はどのようなご意見、今回ですね、前年に引き続いてことしもまた上がったわけなので、それについてはどのようなご意見があったものか、お聞きをいたします。

大沼 久委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思えます。

国保運営協議会の中では、非常に値上がりするということについては大変なことだというふうに認識をされておられます。しかし、昨年が、委員は医療分の保険税が上がったというふうにおっしゃられておりますが、医療分と介護分を同時に上げさせていただいて、しかし、介護分につきましては上げ幅が大きいことから2分の1分を上げさせていただいて、16年、17年という分割をして上げるというふうな方向を出させていただきました。そのことについては、大変なことの中だとしても、やむを得ないことだというふうに運営協議会の中では理解されたというふうに思っております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 もう一つお聞きいたしたいのは、例えば65歳以上の夫婦2人世帯の場合、夫の給与だけで生活をして市県民税が非課税だというふうな方、これが配偶者特別控除が廃止されるというふうなことによって非課税世帯から課税世帯になってしまうんです。そうすると、この国保についてはどのような負担がなっていくのかと。特に、すれすれのいわゆる非課税・課税世帯のすれすれの層の階層の方の負担というのはどのようになっていくのか、具体的な数字をお聞かせ願いたい。

大沼 久委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思えます。

すれすれというふうなお話でございましたが、その前段に65歳以上というふうなことがありましたから、65歳以上につきましては、今回の介

護分の保険税には該当しないで、介護保険料の方に該当してくるものというふうに認識をしているところでございます。

また、医療分保険税につきましても、医療保険を受ける際の所得税課税というふうなことになりますと、例えば高額医療費の控除、医療費を受ける際の所得の制限が少しく変わるというふうなことで、そこについては4段階のことになっておりますから、その部分が変わってくるというふうに認識をしているところでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 そうすると、所得ゼロという方の保険料はどのようなふうになりますか。

大沼 久委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思えます。

所得ゼロというふうになりますと、軽減税率の適用がされまして、7割軽減というふうな中で非常に低く抑えられていることと考えております。

大沼 久委員長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第3号 平成17年度長井市物品調達特別会計予算についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第3号 平成17年度長井市物品調達特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第4号 平成17年度長井市公共下水道事業特別会計予算についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第4号 平成17年度長井市公共下水道事業特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第5号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第5号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第6号 平成17年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第6号 平成17年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第7号 平成17年度長井市農業集落排水事業特別会計予算についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第7号 平成17年度長井市農業集落排水事業特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第8号 平成17年度長井市訪問看護事業特別会計予算についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第8号 平成17年度長井市訪問看護事業特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結

いたします。

議案第9号 平成17年度長井市介護保険特別会計予算についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第9号 平成17年度長井市介護保険特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 これまた、私の持っているのは13年、古いあれなんです、今回の説明によりますと、介護保険の保険料が5.8%の増になるというふうなことで、保険料の額もこれまでの第3段階の場合から3万3,000円から4万1,300円になると。そういったことで、大変な負担が市民の皆さんにかぶってくるというふうなことであります。そこで、お聞きをいたしますが、介護認定を受けられた人の現在の人数、そして平成16年度の資料があればですが、新しい資料としてのその人数と利用者数、お聞きをいたします。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 介護保険については、現在、認定者数が約1,400人を超しております。内容については、在宅サービスの利用者数、平成16年12月現在で、要支援の方が135人、要介護1の方が353人、要介護2の方が117人、要介護3の方が106人、要介護4の方が100人、要介護5の方が73人で、884人の利用になっております。また、施設サービス利用者数につきましては、同じく平成16年12月で、特老の方が158人、老健の方が132人、介護療養型医療施設が18人で、308名となっております。

以上でございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 この介護保険で介護が必要だと認定されたにもかかわらず、実際にサービスを利用しておられない方が半数近くおられると、こういう解釈でいいんですか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 半分以上の割合だというふうに認識していますが、中には住宅改修のために介護保険の認定を受けている方もいらっしゃるということで、そういう方は介護サービスを住宅改修のみという方もいらっしゃいますので、そういう方を含めれば、もっと割合が高くなるのかなというふうにとらえているところでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 それは、せっかく介護認定を受けても約半分くらいしか利用していないということは、どういう理由で利用していないのか、その点についてはどのようにとらえておられますか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 長井市の方では、全体的に利用率が高い状況ですが、なぜ受けないかというのは、とりあえず介護認定を受けておこうということで、いつサービスを受けられてもいいように前もって、心配なものですから、将来に向けてとっておこうということが多いように受け取っております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 やはり利用料負担が重いというふうな問題が、この利用を渋らせているというふうなことではないかというふうに考えられますが、こういった問題について所得の少ない方に対する市独自の対策というものはどのようなふうになされておられるのかお聞きをいたします。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 18年度から介護保険

制度が見直されまして、低所得者に対しての負担割合を減らすというふうなことが国でも検討されていますので、長井市でもそれに向けて研究しまして、地域包括会議等の委員の皆さんにお話を伺いながら低所得者に対する軽減措置を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 国の方で低所得者に対する負担軽減措置があるという話ですが、何という事業なんですか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 まだ国会で審議中ということで正式な名前は、まだ仮称ということなんです。基準額に対しまして段階ごとに負担額を軽減するというような措置でございまして、まだ今国会で審議されている内容でございますので、私どもの方には正式な名前は、まだ、ちょっと手元に来ている状態ではございません。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 介護保険を利用しない人も含めた65歳以上の1人当たりの給付額、これについては資料がありますか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 1人当たりの給付額については、在宅サービスと介護サービスを含めてということでございますが……。

失礼いたしました。保険料にかかる部分が約21億円ですので、それを、大体1,400人認定を受けていまして、そのうち利用者数が……、大体200万円ぐらいの1人当たりの数字になっているかなというふうにとらえているところでございます。

(「年ですか」の声あり)

宇津木正紀福祉事務所長 1年であります。

(「200万円」の声あり)

宇津木正紀福祉事務所長 失礼しました。20万円です。

大沼 久委員長 ほかにご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第10号 平成17年度長井市 浄化槽事業特別会計予算についての 質疑

大沼 久委員長 次に、議案第10号 平成17年度長井市浄化槽事業特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第11号 平成17年度長井市 用地特別会計予算についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第11号 平成17年度長井市用地特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第12号 平成17年度長井市 水道事業会計予算についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第12号 平成17年度長井市水道事業会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。
ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で、平成17年度各会計予算に対する質疑は全部終了いたしました。

これより各会計予算に対する討論、表決であります。ご意見のある方は本会議でご発言いただくこととし、この際、討論を省略し直ちに採決を行います。

まず、議案第1号 平成17年度長井市一般会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

大沼 久委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号 平成17年度長井市国民健康保険特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

大沼 久委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 平成17年度長井市物品調達特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 平成17年度長井市公共下

水道事業特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 平成17年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 平成17年度長井市農業集落排水事業特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 平成17年度長井市訪問看護事業特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと

と決定いたしました。

次に、議案第9号 平成17年度長井市介護保険特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

大沼 久委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 平成17年度長井市浄化槽事業特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 平成17年度長井市用地特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 平成17年度長井市水道事業会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、来る24日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましては、私に一任くださるようお願いいたします。

大沼 久委員長 以上をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後1時39分 閉会

閉 会